

令和4年度 第3回

釜石市国民健康保険運営協議会

日 時：令和5年2月16日（木）
午後3時

会 場：釜石市役所 第7会議室

釜石市市民生活部市民課

【審議事項1】

令和5年2月16日
釜石市国民健康保険
運営協議会

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 提案理由

健康保険法施行令の一部改正（令和5年政令第23号）に伴い、改正しようとするものであり、国民健康保険法第11条及び釜石市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により議決を求めるものである。

2 主な改正内容

出産育児一時金の支給額を、令和4年度の産科全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、全国一律で総額50万円に引き上げるよう健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等が一部改正となったことに伴い改正するもの。第4条第1項中「408,000」を「488,000」に改める。規則で定めている産科医療保障制度の対象となる出産に対し「12,000円」を上限として加算することにより総額「500,000円」の支給額とする。

単位：円

	改正前	改正後
出産育児一時金	408,000	488,000
加算額（対象となる出産）	12,000	12,000
総 額	420,000	500,000

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

4 備 考

関係法令等

- ・健康保険法施行令36条

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釜石市国民健康保険条例(昭和56年釜石市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る釜石市国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

釜石市国民健康保険条例(昭和56年釜石市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後(案)
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る釜石市国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

【審議事項 2】

令和5年2月16日
釜石市国民健康保険
運営協議会

令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算
(案) について

令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

歳入		R5年度当初予算案 A	R4年度当初予算 B	差引 A-B	
国 保 税	一 般	医療給付費分現年課税分	329,990	351,307	-21,317
		後期高齢者支援金分現年課税分	115,034	112,629	2,405
		介護納付金分現年課税分	34,841	37,950	-3,109
		医療給付費分滞納繰越分	7,340	7,266	74
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,457	2,283	174
		介護納付金分滞納繰越分	1,511	1,570	-59
	小 計	491,173	513,005	-21,832	
	退 職	医療給付費分現年課税分	0	0	0
		後期高齢者支援金分現年課税分	0	0	0
		介護納付金分現年課税分	0	0	0
		医療給付費分滞納繰越分	8	26	-18
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	2	7	-5
		介護納付金分滞納繰越分	3	9	-6
小 計	13	42	-29		
一 般 + 退 職	医療給付費分現年課税分	329,990	351,307	-21,317	
	後期高齢者支援金分現年課税分	115,034	112,629	2,405	
	介護納付金分現年課税分	34,841	37,950	-3,109	
	医療給付費分滞納繰越分	7,348	7,292	56	
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,459	2,290	169	
	介護納付金分滞納繰越分	1,514	1,579	-65	
国保税 計	491,186	513,047	-21,861		
使用料及び手数料		400	400	0	
国 庫 支 出 金	特定健康診査等負担金	0	0	0	
	特別調整交付金	0	0	0	
		0	0	0	
	国庫支出金 計	0	0	0	
県 支 出 金	特定健康診査等負担金	0	0	0	
	保険給 付費等 交付金	3,299,929	3,203,880	96,049	
	特別交付金	42,368	86,999	-44,631	
	小 計	3,342,297	3,290,879	51,418	
	国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金	0	0	0	
県支出金 計	3,342,297	3,290,879	51,418		
財 産 収 入	財政調整基金収入	500	500	0	
	高額貸付基金収入	1	1	0	
	財産収入 計	501	501	0	
繰 入 金	一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金/税軽減分	147,065	130,006	17,059
		保険基盤安定繰入金/保険者支援	67,636	62,289	5,347
		出産育児一時金繰入金	6,667	5,600	1,067
		財政安定化支援事業繰入金	72,677	64,089	8,588
		事務費繰入金	72,593	70,049	2,544
		その他繰入金	3,106	2,359	747
	小 計	369,744	334,392	35,352	
	財政調整基金繰入金	11,784	8,767	3,017	
繰入金 計	381,528	343,159	38,369		
繰越金		0	0	0	
諸 収 入	延滞金	一 般	1,500	1,500	0
		退 職	50	50	0
	第三者 納付金	一 般	10,000	2,000	8,000
		退 職	20	20	0
	返納金	一 般	200	200	0
		退 職	10	10	0
	そ の 他	2,520	4,192	-1,672	
	諸収入 計	14,300	7,972	6,328	
合 計		4,230,212	4,155,958	74,254	

令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)

(単位:千円)

歳 出		R5年度当初予算案 A	R4年度当初予算 B	差引 A-B		
総務費	総務管理費	管理事務費	21,453	23,095	-1,642	
		国保地区協議会負担金	10	10	0	
		職員給与費	35,137	34,373	764	
		連合会負担金	4,900	4,956	-56	
		小計	61,500	62,434	-934	
	徴 税 費	賦課事業	5,782	5,786	-4	
		徴収事業	13,600	14,079	-479	
		職員給与費	14,600	17,461	-2,861	
		納税貯蓄組合補助金	28	92	-64	
	小計	34,010	37,418	-3,408		
運営協議会費	510	348	162			
総務費 計		96,020	100,200	-4,180		
保険給付費	療養諸費	一 般	療養給付費	2,758,529	2,816,132	-57,603
			一部負担金免除分	0	0	0
		退 職	療養費	13,836	14,836	-1,000
			小 計	2,772,365	2,830,968	-58,603
			療養給付費	280	280	0
		職	一部負担金免除分	0	0	0
			療養費	50	50	0
			小 計	330	330	0
		審査支払手数料	6,912	6,336	576	
		高額療養費	一 般	526,707	371,888	154,819
	退 職		0	164	-164	
	一般高額介護合算療養費		500	500	0	
	退職高額介護合算療養費		10	10	0	
	移送費	一 般	10	10	0	
		退 職	10	10	0	
	出産育児一時金	10,010	8,410	1,600		
	葬 祭 費	2,550	2,550	0		
傷病手当金	450	450	0			
保険給付費 計		3,319,854	3,221,626	98,228		
国民健康保険納付金事業費	一 般	医療給付費分	540,427	560,000	-19,573	
		後期高齢者支援金分	168,193	165,000	3,193	
		小 計	708,620	725,000	-16,380	
	退 職	医療給付費分	0	0	0	
		後期高齢者支援金分	0	0	0	
		小 計	0	0	0	
介護納付金分	54,645	58,000	-3,355			
国民健康保険事業費納付金 計		763,265	783,000	-19,735		
事共業同	その他事務費拠出金	5	5	0		
	共同事業拠出金 計	5	5	0		
保健事業費	特定健康診査等事業費		39,039	36,803	2,236	
	保健事業費	保健活動支援事業	1,277	1,283	-6	
		管理事務費	3,152	5,441	-2,289	
		人間ドック利用料助成金	300	300	0	
		小 計	4,729	7,024	-2,295	
保健事業費 計		43,768	43,827	-59		
基金積立金		500	500	0		
公 債 費		0	0	0		
諸支出金	保険税還付金	一 般	5,000	5,000	0	
		退 職	1,000	1,000	0	
	償 還 金	0	0	0		
	保険税還付加算金	一 般	500	500	0	
		退 職	300	300	0	
	諸支出金 計		6,800	6,800	0	
予 備 費		0	0	0		
合 計		4,230,212	4,155,958	74,254		

【協議事項 1】

令和5年2月16日
釜石市国民健康保険
運営協議会

令和5年度国民健康保険税の制度改正について

令和5年度国民健康保険税の制度改正について

1 改正主旨

令和5年度地方税制改正において、令和5年度以後の分の国民健康保険税について課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが盛り込まれた。

限度額の引き上げにより被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の負担の軽減を図り、軽減判定所得の引き上げにより物価上昇等の経済動向に対応するため改正されるもの。

2 改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げ、合計課税限度額を104万円とする。

基礎課税額、介護納付金分に係る課税限度額は現行のまま据え置く。

【区分別課税限度額】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増加額
基礎課税額	63万円	65万円	65万円 (据え置き)	—
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円 (据え置き)	17万円 (据え置き)	—
合計課税限度額	99万円	102万円	104万円	2万円

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を現行の28.5万円から29万円に、2割軽減の対象となる同金額を現行の52万円から53.5万円に引き上げる。

軽減割合	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割	改正なし	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下
5割	令和4年度	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋ <u>28.5万円</u> ×（国保加入者数＋旧国保加入者数）円以下
	令和5年度	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋ <u>29万円</u> ×（国保加入者数＋旧国保加入者数）円以下
2割	令和4年度	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋ <u>52万円</u> ×（国保加入者数＋旧国保加入者数）円以下
	令和5年度	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋ <u>53.5万円</u> ×（国保加入者数＋旧国保加入者数）円以下

3 その他

上記に係る釜石市国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法等改正案の成立後に行う。成立時期は例年3月末であることから市長の専決処分となる見込みである。